



障害のある方の各種手当・助成制度を紹介します

問合せ 障害福祉課障害福祉係☎173

手当の種類	対象者など	手続きに必要なもの
特別障害者手当 (27,980円/月)	20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の方 ※所得制限や除外規定あり	問い合わせてください
障害児福祉手当 (15,220円/月)	20歳未満で、精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活で常時の介護を必要とする在宅の方 ※所得制限や除外規定あり	
重度心身障害者手当 (60,000円/月)	重度の知的障害で著しい精神症状などのため、常時特別かつ複雑な介護を必要とする方/重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方/重度の肢体不自由で、両上肢・両下肢とも機能が失われ座っていることが困難な方および同程度以上の障害のある方 ※65歳以上の方は新規申請ができません。 ※所得制限や除外規定あり	
心身障害者福祉手当【都手当】 (15,500円/月)	20歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度を持っている方、脳性まひ、進行性筋萎縮症の方 ※障害認定を受けた年齢が65歳以上の方は申請できません。 ※所得制限や除外規定あり	・身体障害者手帳 または愛の手帳 ・口座番号
心身障害者福祉手当【市手当】 (12,000円/月)	20歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度を持っている方 ※障害認定を受けた年齢が65歳以上の方は申請できません。 ※所得制限や除外規定あり	・身体障害者手帳 または愛の手帳 ・口座番号
難病患者福祉手当 (7,500円/月)	国および都が指定する特殊疾病に該当し、東京都難病医療費等助成を受けている方 ※B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成、大気汚染医療費助成を除く ※所得制限や除外規定あり	・特定医療費(指定難病)受給者証または難病(都)医療券 ・口座番号
タクシー費用・自動車ガソリン費用の助成 (どちらかを選択)	身体障害者手帳1・2級(下肢・体幹または内部機能障害については3級も含む)、愛の手帳1・2度を持っている方、脳性まひの方、進行性筋萎縮症の方に、タクシー費用またはガソリン費用の一部を助成します。 ※所得制限や除外規定あり	・身体障害者手帳 または愛の手帳 ・口座番号
理容・美容サービス費用の助成 (どちらかを選択)	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度を持っている方で、肢体不自由(上肢・下肢・体幹機能障害)1・2級の方、常時寝たきりの方、市民税非課税のいずれかに該当する方に、指定店での理容・美容のサービスを受けることができる券を発行します。 ※入院・入所の方は対象外 ※20歳未満は扶養義務者、20歳以上は本人が非課税の方	・身体障害者手帳 または愛の手帳
機能回復施術費用の助成	身体障害者手帳1～4級(70歳以上は1～6級)を持っている方に、指定店ではり・灸・マッサージを受けることができる券を発行します。 ※入院・入所の方は対象外	・身体障害者手帳
水道・下水道使用料の助成	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度を持っている方のいる市民税非課税世帯に、水道・下水道の最小口径の基本料金(月872円+消費税)を助成します。	・身体障害者手帳 または愛の手帳 ・口座番号 ・水道料金領収書

※いずれも事前の申請が必要です。詳しくは、問い合わせてください。
※そのほかの福祉制度については、市公式サイトまたは市役所1階障害福祉課で配布する「ふれあい福祉のしおり」などで確認してください。

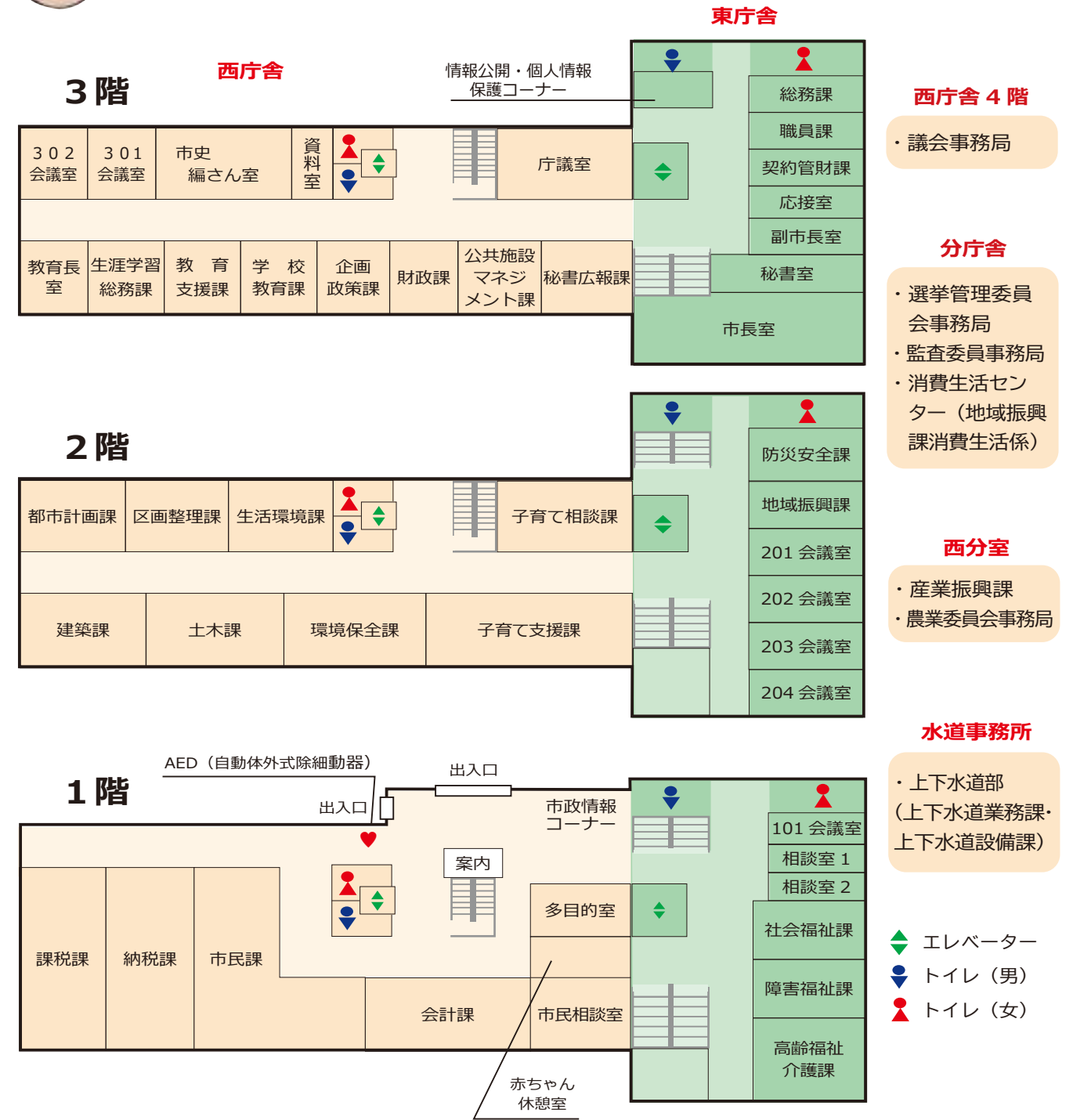
ご存知ですか？自立支援医療(精神通院医療)

精神障害および当該精神障害に起因して生じた疾病についての通院医療費の助成制度です。医療費の負担が原則として1割になります(無料になる場合もあります)。
なお、所得が一定以上の方は対象になりません。



庁舎内の配置

令和5年4月1日現在の庁舎内の配置をお知らせします。



土曜日窓口開庁【毎月第2・第4土曜日】

取扱時間 午前8時30分～正午
取扱業務など詳しくは、市公式サイトを確認してください。



※4～5月は市民課窓口が大変込み合います。マイナンバーカードをお持ちの方は、住民票・印鑑証明書のコンビニ交付、マイナポータルを利用してください。

各部署への問合せ

市役所では、自動音声応答による電話対応を行っています。
市役所あて(☎555-1111)に電話をかけて、内線番号(1～2ページ参照)を押してください。担当の部署につながります。
なお、施設への問合せは各施設の電話番号にかけてください。